

通告2番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

福岡議員。

○福岡議員 おはようございます。7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問を行います。

今回は、新型コロナウイルス感染症による財政運営についてと高齢者施策についての2点お伺いいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症による財政運営について質問を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられました方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、今なお治療中の方々におかれましては一日も早い回復を願うとともに、これまで医療に携わっていただいた医療関係者の皆様には心から感謝申し上げます。

また、令和2年7月3日から全国各地で豪雨による甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨よりお亡くなりになられました方々に対して、衷心からお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々にはお見舞い申し上げ、一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

さて、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言が5月25日、全国で解除されましたが、その後、新型コロナウイルス感染症感染者数は再び増加傾向を示すようになり、和歌山県においても、6月23日に感染者が判明してから増加の一途をたどるなど、新型コロナウイルス感染が拡大する中、また、甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨等により、日本の社会と経済は大きな混乱に直面していると考えます。

その日本経済の現状は、昨年10月の消費税増税後の景気動向について見ますと、令和元年10月から12月のGDPは、前期比年率マイナス7.1%と落ち込み、その上、今回の新型コロナウイルス感染拡大が日本経済を大きく下押しすることが見込まれているとともに、総務省の家計調査では、1家庭において、消費税増税後で比較してみますと、年間平均約30万円を超える消費支出が減っていると報道されています。

また、本年5月の完全失業率は2.9%と、前月比0.3ポイント悪化し、完全失業者は197万人と、同19万人が増えてきており、今後も失業者や労働市場から退出する人が増えるおそれがあると報道もされています。

そのような状況の中、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に関わる収入の相当の減少があった者は、最長1年間、地方税の徴収猶予制度の特例が受けられる、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置が、令和2

年4月30日に成立し、施行されました。

しかし、当市の令和2年度一般会計当初予算では、市税の歳入が、対前年度比2.7%増の約60億円の全体の約36%を示しています。そうしたことから、最長1年間猶予を認めることにより、税収の落ち込みや少子高齢化に伴う社会保障費の増加、また、今後人口減少が確実に予測される中、厳しい財政状況が予測されます。

そこでお尋ねいたします。今回の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の適用に伴い、1点目、市税においては、個人市県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の徴収猶予件数及びその金額並びに猶予期間はどのようになっているのでしょうか。

2点目、国民健康保険税の減免及び徴収猶予件数並びにその金額と猶予期間はどのようになっているのでしょうか。

3点目、同様に、介護保険料についてもお伺いします。

4点目、経済の悪化や市税等の徴収猶予等で厳しい財政状況が予想される中、健全財政を堅持するためにも、めり張りをつけた政策に取り組んでいく必要があると考えますが、今後、市としてどのような財政運営を行っていくかと考えているのか、お伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 福岡議員のご質問の1番目の1点目についてお答えいたします。

市税等の徴収猶予件数及びその金額並びに猶予期間はどのことですが、8月末現在で、個人市民税は、猶予件数17件、猶予金額48万6,800円、法人市民税は、猶予件数9件、猶予金額164万1,800円、固定資産税、都市計画税は、猶予件数18件、猶予金額は1,878万8,800円、軽自動車税は、猶予件数3件、猶予金額3万9,000円となっております。合計では、猶予件数につきましては重複する場合がございますので、全体としては41件で、猶予金額は2,095万6,400円でございます。

なお、猶予期間につきましては、猶予申請ごとに異なりますが、最長1年間となっております。

次に、4点目の厳しい財政状況が予想される中、健全財政を堅持するためにも、今後の財政運営はについてお答えします。

国においては、景気動向について、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況ではあるが、各種政策の効果もあり、持ち直しの動きが見られています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響につ

いては、十分注意する必要があると基調判断しております。

また、近畿財務局和歌山財務事務所は、県内景気について、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあるものの、足元では下げ止まりの動きが見られると基調判断しております。

本市においても、国・県同様に厳しい状況にあると考えており、市の歳入財源の根幹である市税について、徴収猶予による本年度における減収や景気低迷に伴う令和3年度における税収の落ち込みが予想されることから、先行きについても非常に厳しいと見込んでおります。

このような状況下にあっても、市民サービスの低下を来すことがないよう、健全財政を堅持していくことが重要であると考えており、これまで努めてきた経常経費の削減や自主財源の確保、引き続き尽力するとともに、国や県の補助金を有効に活用して事業を展開できるよう情報収集に一層努めていく必要があると考えております。

また、令和3年度の当初予算の編成に当たっても、税制をはじめとする国の動向が不透明であり、例年にも増して困難な状況の中での予算編成となることを見込まれますが、歳入財源に見合う歳出予算を基本とし、編成作業を進めてまいります。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 福岡議員のご質問の1番目、新型コロナウイルス感染症による財政運営についての2点目、国民健康保険税の減免及び徴収猶予件数並びにその金額と猶予期間はと、3点目、介護保険料の減免及び徴収猶予件数並びにその金額と猶予期間はについて、一括してお答えいたします。

まず、8月31日時点における国民健康保険税の減免については、減免件数79件で、減免額1,204万6,500円となっております。また、徴収猶予の件数はゼロ件となっております。

次に、8月31日時点における介護保険料の減免については、減免件数14件で、減免額41万400円となっております。また、徴収猶予の件数はゼロ件となっております。

○田畑議長 再質問を許します。

福岡議員。

○福岡議員 ただいまの答弁で、市税等の減免及び徴収猶予件数とその額をお聞きしましたが、大変多くの方がおられることが分かりました。この徴収猶予の制度は、あくまでも猶予で、期間を延ばすだけの措置であり、免除ではないため、今後、徴

収猶予した方々については、令和3年度で令和2年度の分も併せて納付することとなると思いますが、現在の状況からして大変厳しい状況にあると考えます。

また、今後、新型コロナウイルスの第2波、第3波が到来することが想定されており、新型コロナウイルス感染症が起こる前の地域経済に戻ることは、当分考えにくい状況下にあると私は思っています。

そこで、市として、納税者の意向もあると思いますが、どのような納付方法等の指導を行っていかうと考えているのか、お伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

税務課長。

○松本税務課長 福岡議員の再質問についてお答えいたします。

1年後に、令和3年度で令和2年度分も併せて納付することになるが、市としてどのような納付指導を行っていかうと考えているのかということだったと思いますが、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例については、時限立法であるため、延長はできないこととなっております。徴収猶予の特例が終了した時点で納付が困難である場合は、既存の徴収猶予制度の適用を検討するということになり、納税義務者の具体的な実情を丁寧に聞き取り、把握した上で適切に対応してまいりたいと考えております。

○田畑議長 再々質問を許します。

福岡議員。

○福岡議員 こういう時期でありますので、法律に基づき、納税者の負担とならないよう、納付の指導法、よろしくをお願いします。

最後に、市では新型コロナウイルス感染症対策事業として、今までに多額の事業費を出費しており、今後も感染症対策事業が増加することが予測されます。そのためにも、先ほども申し上げましたが、市としては、より安定的な財政運営を行えるよう、事業の見直しや必要財源の確保は、今後も継続的に行っていくことが必要であります。市では、現在、財源確保のため、各種補助金の取得や、ふるさと納税の納税制度の確立、行政財産の売却、広報紙や市ウェブサイトでのバナー広告等の有料掲載を行うなど、様々な自主財源の確保に努められております。

しかし、現在の地域社会経済は、新型コロナウイルス感染症が起こる前に戻るとは、当分の間考えにくい状況であり、市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、自主財源の確保が最重要課題であると考えます。

そこで、今後、新たな財政確保策として、例えば、横浜国際総合競技場の日産ス

タジアムや大阪ドームの京セラドーム大阪など、他の自治体でも行っている公共施設、特に文化施設やスポーツ施設などの不特定多数の市民が利用する施設のネーミングライツを検討してはいかがでしょうか、市の見解、お伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 福岡議員の再々質問にお答えいたします。

まず、納税者に対しましては、具体的な事情を丁寧に聞き取り、把握した上で適切に対応してまいりたいと考えてございます。

次に、ネーミングライツ、これにつきましては、新たな投資を行わない無形財産の有効活用ということで、財源確保の1つであると理解してございます。しかしながら、導入に際しましては、公共施設という性質を損なわないよう検討していく必要や募集の不調など懸念される問題もございますので、現在のところ、導入する予定はございませんが、引き続き財源確保に創意工夫を図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○田畑議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡議員。

○福岡議員 次に、2番目の高齢者施策について質問を行います。

高齢になっても元気で生きがいを持ち、住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らしていくことは、誰もが希望するものです。第7期岩出市高齢者福祉計画、岩出市介護保険事業計画では、高齢者の皆さんの笑顔があふれる元気で健康なまちづくりを基本理念として、高齢者施策を進め、高齢者の日常生活を支援するために、多様な主体によるサービスの提供体制を充実させるとともに、支え合いの地域づくりを推進することを目標とされております。

そのためにも、身近な地域で人と人のつながりを深めることは大変重要なことであり、何らかの形で地域や近隣の方と接点を持つことで触れ合いが生まれ、周りの人が高齢者の様子を把握することができ、地域での支え合いや高齢者の見守りの確保にもつながっているものと考えます。

今後は、高齢者の増加とともに、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、身体機能等の低下から、家の中にひき籠もりがちになり、地域の中で孤立してしまうおそれも考えられます。

このような状況の中、高齢化社会の進展が著しい昨今、特に高齢者の集いの場、居場所づくりは、様々な課題解決や生きがいの創出につながる場となり得るものと考えます。市としても支援が大変必要であると考えます。

そこで1点目、岩出市における高齢者を中心とした集いの場、また居場所づくり等の実施状況等、現在の活動内容についてお伺いたします。また、今後も継続して活動していくための支援策等について、市の見解をお伺いたします。

次、2点目です。地域共生社会の実現に向けた取組について質問を行います。

地域共生社会とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度、分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民の地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を目指すものと定義され、厚生労働省においては、改革の基本コンセプトとして、地域共生社会の実現を掲げ、ニッポン一億総活躍プラン等に基づいて、新たな時代に対応した取組が進められています。

この地域共生社会の実現に向けて、多様な実施主体による集いの場、居場所づくりが大きな役割を果たすと考えますが、個々の活動の範疇にとどまらず、高齢者と子供、障害者など、誰もが集える場をつくり、地域共生社会の構築に取り組んでいる事例が、各自治体で見受けられます。

岩出市におきましても、平成27年度に策定した岩出市地域福祉計画に基づき、一人一人のつながりづくり、住民同士が支え合い助け合う関係づくり、安全で安心して生活できるまちづくり、人権を尊重したまちづくりの4つの基本目標を掲げ、地域の課題解決に取り組んでいただいているところであります。

また、平成29年12月に国が策定した社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針には、市町村の地域福祉計画に盛り込み、共通して取り組むべき事項として、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他福祉が上げられています。

そこで、2点目、岩出市における地域共生社会の実現に向け、課題を含めた基本的な考え方及び現在の市の取組はどうしているのか、お伺します。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 福岡議員のご質問の2番目、高齢者施策についての1点目、高齢者の集いの場、居場所づくりについて、また、活動の支援策等についてと、2点

目、地域共生社会に向け、課題を含めた基本的な考え方及び現在の市の取組について、一括してお答えいたします。

まず1点目、高齢者の集いの場、居場所づくりについて、また、活動の支援策等についてですが、高齢者にとって集いの場は人と人との交流を促進し、日々の生活を活性化させるだけでなく、介護予防など、様々な効果があると言われており、高齢者がいつまでも健康で生き生きと自分らしい生活を送る上で大切です。

本市では、介護予防を通じた住民主体の集いの場として、岩出げんき体操、シニアエクササイズの自主活動の立ち上げ支援及び自主活動支援を行っております。現在、岩出げんき体操は、13グループ、163名、シニアエクササイズは、18グループ、301名の方が活動しています。

自主活動グループへの支援としましては、岩出げんき体操、シニアエクササイズ共に、各グループに対し、年2回、体力測定、体操指導などを行っており、体力測定は、参加者自身が運動の効果を確認することができ、運動継続のためのモチベーションを有するのによい機会となっております。

また、高齢者に集いの場を提供し、孤立、閉じ籠もりなどを防止することを目的に、高齢者交流事業、ゆったりカフェを実施しておりますが、現在、新型コロナウイルス感染症予防のため、開催を中止しております。今後、感染予防等に注視しながら、事業が再開できるよう検討してまいります。

高齢者が集いの場に参加するためには、地域にどのような集いの場があるのかを知らせていく必要があることから、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、老人クラブ等の団体の代表、岩出市内の法人等の高齢者を支援する多様な関係主体が参画した「いわで支えあい協議体」において、高齢者の交流の活動をまとめたいわで交流マップを作成し、生活支援コーディネーターが中心となり、高齢者を支援する民生委員・児童委員、ケアマネジャーなどに周知を行っております。

市としましても、高齢者が集いの場に参加することは、フレイル、虚弱な状態を予防し、健康寿命の延伸や生きがいづくりにもつながることから、引き続き自主活動の立ち上げ支援や自主活動支援を行ってまいります。

また、集いの場に参加を希望する高齢者に対し、集いの場の情報提供と相談支援等を行うとともに、現在、集いの場に参加していない高齢者の方についても、今後、参加いただけるよう取り組んでまいります。

次に、2点目、地域共生社会に向け、課題を含めた基本的な考え方及び現在の市の取組についてですが、地域共生社会とは、地域住民や地域の多様な主体が我がこ

ととして参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがいを共につくっていく社会です。

かつては、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域、家庭など、生活の様々な場面において支え合いの機能が存在していましたが、高齢化等が進み、地域、家庭など、人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきている中、様々な困難に直面した場合、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し、存在を認め合い、支え合うことで、その人らしい生活を住み慣れた地域で送ることができる社会の構築が求められております。

本市におきましても、市民意識調査における近所付き合いの程度について、前回調査では、時々世間話や立ち話をするの割合が最も高かったのに対し、昨年度実施した調査では、挨拶程度の割合が最も高くなっており、近所付き合いの希薄化の進展がうかがえる状況となっております。

市では、平成27年度に地域福祉の推進を図るための基本的な方向性を定めるものとして、地域福祉計画を策定し、「みんなで支え合い安心して暮らせる笑顔のいわで～参加と協働による共生社会の実現～」を基本理念とし、4つの基本目標を掲げております。

現在の取組の主なものにつきましては、基本目標の1つ目、一人一人のつながりづくりでは、サロンや子育て広場等各種事業や、イベント開催による子供や高齢者の交流促進事業、基本目標の2つ目、住民同士が支え合い助け合う関係づくりでは、民生委員・児童委員や地域見守り協力員による見守り活動、民間事業所との見守り協定、認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者を見守る見守り愛ネットワーク事業、ボランティア育成を目的とした地域福祉講座などの事業、基本目標の3つ目、安全で安心して生活できるまちづくりでは、各種相談事業や生活困窮者の自立支援、子ども家庭支援ネットワーク事業等、基本目標の4つ目、人権を尊重したまちづくりでは、人権を考える集いの実施など、様々な事業を行っているところであります。

○田畑議長 再質問を許します。

福岡議員。

○福岡議員 地域共生社会の実現に向け、市と社会福祉協議会等が共同して、地域課題に関する連携が大変重要であると考えます。ついては、現在どのような連携を行っているのでしょうか。また、今後どのように行っていこうと考えているのか、お伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ただいまの再質問についてお答えいたします。

社会福祉協議会は、ボランティア活動の支援や分野横断的な相談支援など、地域福祉を推進する上で中心的な役割を果たす組織であり、市といたしましても、社会福祉協議会との連携は非常に重要であると考えております。

現在の連携の取組の主なものといたしましては、市では、平成29年3月から地域で助け合い、高齢者を支える地域づくりを推進するため、いわで支えあい協議体を設置しておりますが、協議体の構成員として、社会福祉協議会や社協の活動団体である地域福祉協議会にも参画いただき、生活支援コーディネーターを中心に、連携促進の取組を進めているところであります。

また、社会福祉協議会が実施している総合支援資金などの貸付け事業におきましても、貸付け申請者は、基本的には市の自立相談支援事業の利用申込みを行っておりますので、就労の相談支援など、連携しているところであり、今後も引き続き社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。